

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 与論町

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.7%
全職員	80.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	90.7%
本庁課長補佐相当職	92.1%
本庁係長相当職	96.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	— %
21～25年	— %
16～20年	89.2%
11～15年	96.5%
6～10年	95.3%
1～5年	94.9%

【説明欄】

- 任期の定めのない常勤職員以外の職員に、日額・時間給任用者は含めない
- (1) 役職段階別「本庁部局長・次長相当職」区分：該当者がいないため記載なし
(2) 勤続年数別「36年以上」「31～35年」「26～30年」「21～25年」区分：比較対象職員がいないため記載なし
・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は72%である。
・時間外手当について、男性の方が時間外勤務時間が長く、一人当たりの時間外勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は57%となっている。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	21.1%

【説明欄】

「管理的地位にある職員」とは、本庁課長相当職以上である職員とし、具体的には、管理職手当が支給されることが条例等で指定されている職を占める職員（管理または監督の地位ある職員）とする。
（参考）男女それぞれの職員に占める、管理職地位にある職員の割合
女性 7.4% 男性 24.2%

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	21.1%
本庁課長補佐相当職	35.3%
本庁係長相当職	54.3%

【説明欄】

役職段階別「本庁部局長・次長相当職」区分：該当者がいないため記載なし

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	100%
女性	100%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	100%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	%	%	%	%
1 週間以上 2 週間未満	%	%	%	%
2 週間以上 1 月以下	80%	%	%	%
1 月超 3 月以下	%	25%	%	%
3 月超 6 月以下	20%	%	%	%
6 月超 9 月以下	%	%	%	%
9 月超 12 月以下	%	75%	%	100%
12 月超 24 月以下	%	%	%	%
24 月超	%	%	—	—

【説明欄】

(2) 会計年度任用職員「男性」区分：取得対象者がいないため記載なし

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	9.6 時間／月
内部部局等以外	6.9 時間／月

【説明欄】

内部部局等以外：こども園、児童発達支援センター、空港管理事務所